

第 1 回足立区選挙管理委員会定例会

- 1 日 時 令和 6 年 1 月 4 日（木）午前 11 時
 - 2 場 所 足立区役所南館 6 階 選挙管理委員会室
 - 3 報 告 報告第 1 号 令和 6 年執行東京都知事選挙における個人の政治活動用
ポスターの撤去依頼について
報告第 2 号 令和 5 年度足立区明るい選挙ポスターコンクール表彰式
について
報告第 3 号 会議等の日程について
 - 4 その他
-

報告第 1 号 令和 6 年執行東京都知事選挙における個人の政治活動用ポスターの撤去依頼について

資料 2 ～ 8 ページ

報告第 2 号 令和 5 年度足立区明るい選挙ポスターコンクール表彰式について

資料 9 ～ 14 ページ

報告第 3 号 会議等の日程について

資料 15 ページ

関係各位

政治活動用ポスターの撤去について（依頼）

平素より、選挙の執行管理につきまして、特段のご理解を賜り深く感謝申し上げます。

さて、令和6年7月7日には、令和6年7月30日に任期満了を迎える東京都知事選挙が予定されております。このため、令和6年1月30日から選挙期日までの間は、この任期満了に伴う東京都知事選挙の公職の候補者等個人（公職にある者、立候補予定者含む）及びその後援団体の政治活動のために使用されるポスターと判断されるものは、当該選挙区内に掲示することが禁止されています。

つきましては、現在掲示されている政治活動用ポスターで、個人の政治活動用と判断されるポスターは、撤去命令の対象となりますので、すみやかに撤去されますようお願いいたします。

令和6年1月

足立区選挙管理委員会

第 143 条

第 16 項 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。

以下この項において「公職の候補者等」という。)の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画及び第 199 条の 5(後援団体に関する寄附等の禁止)第 1 項に規定する後援団体(以下この項において「後援団体」という。)の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画で、次に掲げるもの以外のものを掲示する行為は、第 1 項の禁止行為に該当するものとみなす。

- 2 ポスターで、当該ポスターを掲示するためのベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものを用いて掲示されるもの以外のもの(公職の候補者等若しくは後援団体の政治活動のために使用する事務所若しくは連絡所を表示し、又は後援団体の構成員であることを表示するために掲示されるもの及び第 19 項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内に当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)内に掲示されるものを除く。)

第 19 項 第 16 項において「一定期間」とは、次の各号に定める期間とする。

- 3 地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙にあつては、その任期満了の日の 6 月前の日から当該選挙の期日までの間

第 147 条 都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、次の各号のいずれかに該当する文書図画があると認めるときは、撤去させることができる。この場合において、都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ、その旨を当該警察署長に通報するものとする。

- 2 第 143 条第 16 項に規定する公職の候補者等若しくは後援団体が当該公職の候補者等若しくは後援団体となる前に掲示された文書図面で同項の規定に該当するもの又は同項の公職の候補者等若しくは後援団体に係る同条第 19 項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間前若しくは期間中に掲示したポスターで当該期間中において同条第 16 項の規定に該当するもの

5 足 選 発 第 ○ ○ 号
令 和 6 年 1 月 ○ 日
(公 印 省 略)

足立区議会議員 各位

足立区選挙管理委員会

政治活動用ポスターの撤去依頼文発送について

平素より、選挙の執行管理につきまして、特段のご理解を賜り深く感謝申し上げます。

さて、令和6年7月7日には、令和6年7月30日に任期満了を迎える東京都知事
の選挙が予定されております。このため、令和6年1月30日から選挙期日までの間は、
この任期満了に伴う東京都知事選挙の公職の候補者等個人（公職にある者、立候補予定
者含む）及びその後援団体の政治活動のために使用されるポスターと判断されるものは、
当該選挙区内に掲示することが禁止されています。

つきましては、足立区に主たる事務所を置く政党支部に別紙のとおり依頼文を発送い
たしますので、情報提供させていただきます。

足立区選挙管理委員会事務局 管理係
担当 久保・高宮
TEL 03-3880-5581
FAX 03-3880-5661
E-mail senkyo@city.adachi.tokyo.jp

(公職選挙法参考条文)

第 143 条

第 16 項 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この項において「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画及び第 199 条の 5（後援団体に関する寄附等の禁止）第 1 項に規定する後援団体（以下この項において「後援団体」という。）の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画で、次に掲げるもの以外のものを掲示する行為は、第 1 項の禁止行為に該当するものとみなす。

- 2 ポスターで、当該ポスターを掲示するためのベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものを用いて掲示されるもの以外のもの（公職の候補者等若しくは後援団体の政治活動のために使用する事務所若しくは連絡所を表示し、又は後援団体の構成員であることを表示するために掲示されるもの及び第 19 項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内に当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）内に掲示されるものを除く。）

第 19 項 第 16 項において「一定期間」とは、次の各号に定める期間とする。

- 3 地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙にあつては、その任期満了の日の 6 月前の日から当該選挙の期日までの間

第 147 条 都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、次の各号のいずれかに該当する文書図画があると認めるときは、撤去させることができる。この場合において、都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ、その旨を当該警察署長に通報するものとする。

- 2 第 143 条第 16 項に規定する公職の候補者等若しくは後援団体が当該公職の候補者等若しくは後援団体となる前に掲示された文書図面で同項の規定に該当するもの又は同項の公職の候補者等若しくは後援団体に係る同条第 19 項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間前若しくは期間中に掲示したポスターで当該期間中において同条第 16 項の規定に該当するもの

警視庁 《区内警察署長》 様

足立区選挙管理委員会
委員長 芦川 武雄

政治活動用ポスターの撤去依頼文発送について

平素より、選挙の執行管理につきまして、特段のご理解を賜り深く感謝申し上げます。

さて、令和6年7月7日には、令和6年7月30日に任期満了を迎える東京都知事
の選挙が予定されております。このため、令和6年1月30日から選挙期日までの間は、
この任期満了に伴う東京都知事選挙の公職の候補者等個人（公職にある者、立候補予定
者含む）及びその後援団体の政治活動のために使用されるポスターと判断されるものは、
当該選挙区内に掲示することが禁止されています。

つきましては、足立区に主たる事務所を置く政党支部に別紙のとおり依頼文を発送い
たしますので、情報提供させていただきます。

なお、上記に記載の政治活動用ポスターが掲示不可となる期間中に掲示されている
場合は、各警察署様による確認通知書に基づき、当方で撤去命令を発します。当方で
確認したポスターについても、都度情報提供させていただきますので、何卒ご協力を
よろしくお願いいたします。

足立区選挙管理委員会事務局 管理係
担当 久保・高宮
TEL 03-3880-5581
FAX 03-3880-5661
E-mail senkyo@city.adachi.tokyo.jp

第143条

第16項 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この項において「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画及び第199条の5（後援団体に関する寄附等の禁止）第1項に規定する後援団体（以下この項において「後援団体」という。）の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画で、次に掲げるもの以外のものを掲示する行為は、第1項の禁止行為に該当するものとみなす。

- 2 ポスターで、当該ポスターを掲示するためのベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものを用いて掲示されるもの以外のもの（公職の候補者等若しくは後援団体の政治活動のために使用する事務所若しくは連絡所を表示し、又は後援団体の構成員であることを表示するために掲示されるもの及び第19項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内に当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）内に掲示されるものを除く。）

第19項 第16項において「一定期間」とは、次の各号に定める期間とする。

- 3 地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙にあつては、その任期満了の日の6月前の日から当該選挙の期日までの間

第147条 都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、次の各号のいずれかに該当する文書図画があると認めるときは、撤去させることができる。この場合において、都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ、その旨を当該警察署長に通報するものとする。

- 2 第143条第16項に規定する公職の候補者等若しくは後援団体が当該公職の候補者等若しくは後援団体となる前に掲示された文書図面で同項の規定に該当するもの又は同項の公職の候補者等若しくは後援団体に係る同条第19項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間前若しくは期間中に掲示したポスターで当該期間中において同条第16項の規定に該当するもの

足立区に事務所を置く政党支部

名称	〒	住所
自由民主党足立総支部連合会	121-0011	足立区中央本町4-1-18
公明党足立総支部	121-0011	足立区中央本町4-1-1
日本共産党足立地区委員会	121-0816	足立区梅島2-16-2
立憲民主党東京都第13区総支部	120-0002	足立区中川2-15-6

令和5年度

足立区明るい選挙ポスターコンクール

表彰式



最優秀賞 瀬田 知夏子さん（第七中学校2年生）の作品

足立区選挙管理委員会

式 次 第

令和6年1月15日

西新井センター2階 会議室

- 1 開会の辞
- 2 選挙管理委員紹介
- 3 表 彰
 - (1) 小学生の部
 - (2) 中学生の部
 - (3) 高校生の部
- 4 選挙管理委員長挨拶
- 5 閉会の辞

入 賞 者 一 覧<敬称略>

小学生の部

金 賞
銀 賞

永井 心凡花
中村 杏南
新田 風
高木 優花
吉田 光里
武末 航汰
篠山 真尋
吉井 陽那乃
倉谷 進平
熊坂 里穂

弘道第一小学校 6年
綾瀬小学校 4年
花保小学校 6年
渕江小学校 6年
綾瀬小学校 6年
梅島第二小学校 5年
鹿浜未来小学校 5年
舎人第一小学校 6年
東伊興小学校 5年
弥生小学校 6年

銅 賞

中学生の部

最優秀賞
銀 賞

瀬田 知夏子
四分一 あかり
原 茉凜
馬場 美月
市川 善太郎
三宅 優輝
京極 祐希
鈴木 愛乃音
武井 桃花
河合 莉呼

第七中学校 2年
千寿桜堤中学校 3年
第七中学校 3年
花保中学校 2年
入谷南中学校 2年
加賀中学校 3年
第一中学校 1年
西新井中学校 2年
花保中学校 3年
東綾瀬中学校 3年

銅 賞

高校生の部

金 賞
銀 賞

荒井 涼介
熊谷 颯太
源馬 向陽
原田 尚輝
安蒜 祥也
池田 咲唯
中山 瑠唯
山 芽衣
大塚 颯人
松澤 瑠哉

関東第一高等学校 3年
足立高等学校 3年
足立学園高等学校 3年
足立学園高等学校 3年
足立高等学校 3年
足立高等学校 3年
足立学園高等学校 3年
足立高等学校 3年
足立学園高等学校 3年
足立学園高等学校 3年

銅 賞

小学生の部

金賞



東京都審査優秀賞

弘道第一小学校6年
永井 心凡花

銀賞



綾瀬小学校4年
中村 杏南



花保小学校6年
新田 風



淵江小学校6年
高木 優花

銅賞



綾瀬小学校6年
吉田 光里



梅島第二小学校5年
武末 航汰



鹿浜未来小学校5年
篠山 真尋



舎人第一小学校6年
吉井 陽那乃



東伊興小学校5年
倉谷 進平



弥生小学校6年
熊坂 里穂

中学生の部

最優秀賞



第七中学校 2年
瀬田 知夏子

銀賞



千寿桜堤中学校 3年
四分一 あかり

東京都審査入選



第七中学校 3年
原 茉凜



花保中学校 2年
馬場 美月

銅賞



入谷南中学校 2年
市川 善太郎



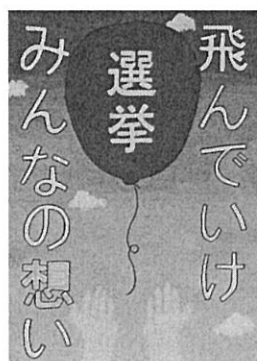
加賀中学校 3年
三宅 優輝



第一中学校 1年
京極 祐希



西新井中学校 2年
鈴木 愛乃音



花保中学校 3年
武井 桃花



東綾瀬中学校 3年
河合 莉呼

高校生の部

金賞



関東第一高等学校3年

荒井 涼介

銀賞



足立高等学校3年

熊谷 颯太

東京都審査入選



足立学園高等学校3年

源馬 向陽



足立学園高等学校3年

原田 尚輝

銅賞



足立高等学校3年

安蒜 祥也



足立高等学校3年

池田 萌咲



足立学園高等学校3年

山中 瑠唯



足立高等学校3年

亀山 芽衣



足立学園高等学校3年

大塚 颯人



足立学園高等学校3年

松澤 瑠哉

報告第3号 会議等の日程について

月日（曜日）	時 間	事 項	会 場	出席者
1月4日（木）	午前10時	仕事始め式	庁舎ホール	全委員
	午前11時	第1回定例会、事務局仕事始め式	選挙管理委員会室	
1月5日（金）	午後1時	新年名刺交換会	庁舎ホール	全委員
1月15日（月）	午後3時45分	第2回定例会	西新井センター 2階 会議室	全委員
	午後4時30分	明るい選挙ポスターコンクール 表彰式		
2月1日（木）	午前10時	第3回定例会	選挙管理委員会室	全委員
2月15日（木）	午前10時	第4回定例会	選挙管理委員会室	全委員
3月1日（金）	午前10時	第5回定例会（定時登録）	選挙管理委員会室	全委員
3月15日（金）	午前10時	第6回定例会	選挙管理委員会室	全委員
4月1日（月）	午前10時45分	職員辞令交付式	選挙管理委員会室	全委員
	午前11時	第7回定例会		
4月2日（火）～4日（木）の間で1日	未定	全選連東京支部監査	墨田区役所	委員長
4月15日（月）	午前10時	第8回定例会	選挙管理委員会室	全委員
4月17日（水）	午後3時	特選連委員長会	中野区産業振興センター	委員長
4月24日（水）	午後2時	特選連通常総会	赤坂区民ホール	全委員

※定例会・臨時会は、開始15分前までに委員長室にお集まりください。
 ※中止または出席がなくなった事業等は、取り消し線でお示ししています。